

# 平成22年度徳島県地方障害者施策推進協議会 議事録

## 1 日 時

平成23年3月23日（水）

午後2時から午後3時30分まで

## 2 場 所

徳島県庁10F 大会議室

## 3 出席者

### 【委員】（18名）

富澤彰雄，橋本俊顕，井上和俊，小島泰代，原美智子，森厚子，加藤和輝，仁田ミチ子，加藤幸代，佐々木才子，岡田廣士，西村美希子，山下勝重，久米清美，平光江，清水博，真野博馬，乾初枝

### 【事務局】（17名）

障害福祉課（8）健康増進課（2）労働雇用課（1）建築開発指導課（1）教育委員会特別支援教育課（4）地域福祉課（1）

## 4 会議次第

### i 開会

### ii 協議事項

- （1）新徳島県障害者施策長期計画重点施策の進捗状況について
- （2）平成23年度障害福祉関係予算について
- （3）その他

### iii 閉会

(発言者)

(発言内容)

会 長

それでは、議事に入ります。まず、本日の議題の(1)新徳島県障害者施策長期計画重点施策の進捗状況について、事務局より説明をお願いします。

事務局

お手元の〔資料1〕でございます。予算の状況につきましても〔資料2〕にありますが、合わせたかたちで説明させていただきたいと思っております。まず〔資料1〕をお開きください。

重点・主要施策の実施計画(案)と書いてございます。障害者基本法に基づきまして、障害者の長期計画の策定しておるところでございます。「新徳島県障害者施策長期計画」は、平成18年度から平成23年度を計画期間と定めておりまして、この計画に基づいて障害者施策の総合的かつ計画的な支援を図らせていただいております。目次でございますが、重点・主要施策としまして8つの項目をあげさせていただいております。啓発・広報、教育・育成、雇用・就労、情報・コミュニケーション、保健・医療、生活支援、ユニバーサルな生活環境、スポーツ・レクリエーション及び文化という8項目を上げまして、計画を策定しておるところでございます。本日はこのうちの8項目の中の重点施策を中心に平成22年度の進捗状況、それから平成23年度に向けての新規事業及び予算の状況につきまして説明させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

まず、1ページをお開きください。点字資料の1ページ上段でございます。第1節の「啓発・広報」でございます。重点施策としまして、各種広報媒体を利用した啓発・広報事業をさせていただいております。県が実施しております広報の事業につきまして、それを活用するかたちで障害者に対する理解と認識の啓発を推進するという取り組みをさせていただいております。数値目標としましては、平成22年度の実績見込みでございますけれども、広報番組の字幕挿入番組が50本、そのうち50本全て手話の挿入をする見込みになってございます。それから平成23年度末の目標としましては、同じくテレビ広報番組すべてを手話または字幕番組にするということで目標として挙げさせていただいております。

2ページをお開きください。点字資料の6ページの上段からでございます。【2福祉教育等の推進】でございます。一つはボランティア活動の推進モデル地域の指定・支援でございます。ボランティア教育に意欲的な地域をモデル地域と指定しまして、児童・生徒にボランティア活動に対する関心・理解を深めてもらうために、それぞれの地域の実情に応じた取組を実施しております。平成22年度末の実績見込みでございますが、指定地域が累計で22地域、平成21年度末と比べまして1地域増となっております。平成23年度末の目標は25地域としておるところでございます。

続きまして、点字資料7ページの上段でございます。特別支援教育推進事業でございます。これにつきましては、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級新担任者等、特別支援教育を推進する教員に対する研修会を実施してお

ります。平成22年度末実績見込みとしては、受講者数が915人ということになってございます。平成23年度末目標は毎年950人という目標を挙げておりますので、これを目指して来年度も取り組んでいきたいと思っております。

2ページの一番下、点字資料では8ページ中ほどでございます。主要施策で<sup>⑧</sup>となっております。平成23年度の新規事業で、特別支援教育の体制整備の推進事業です。これは各種研修会において教職員へ特別支援教育の理念の浸透を図るとともに、教員や保護者向けパンフレットの作製・配布を通し、広く啓発・広報を進めるという事業です。予算としましては、510万円を計上しております。

続きまして4ページをお開きください。点字資料は11ページ上段でございます。「第2節 教育・育成」でございます。重点施策として、特別支援教育推進事業を挙げております。これは先ほども述べましたような教職員の研修とともに、医師による相談会あるいは地域特別支援連携協議会連絡会を実施して、市町村における特別支援教育の支援体制構築を支援するというものでございます。平成22年度の実績でございますが、個別の指導計画の作成校数については、全小中学校で作成できたということでございます。平成23年度末目標につきましても、同じく全小中学校で個別の指導計画の作成を行うということになっておりますので、引き続き平成23年度も目標達成を目指したいと考えております。

それから主要施策の上から5つ目でございます。点字資料は13ページ中ほどでございます。児童福祉施設整備事業ということで、発達障害者支援センターの移転改築工事費というのを挙げております。これは、発達障害者及びその家族に対する県下の総合的な支援拠点として、センターの機能強化を図るため、旧徳島赤十字病院跡に平成24年度開設を目指して、発達障害者支援センターを移転改築をするという計画でございます。移転改築の費用としまして、平成23年度当初予算に8,470万円を計上しているところでございます。

続きまして5ページ、点字資料16ページの下段をお開きください。<sup>⑨</sup>と書いております。これは先ほど「第1節 普及・啓発」のところでも説明しました、特別支援教育の理念の浸透を図るとともに、教員や保護者向けのパンフレットの作成510万円のところ、予算の分を再度計上しております。

【2 特別支援教育の充実】の重点施策、点字資料は17ページ中ほどの放課後児童対策事業でございます。学校の余裕教室、児童館など身近な社会資源を活用し、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童の育成・指導を行うための放課後児童クラブで、案件に該当する障害児の受け入れを図るというものでございます。平成22年度実績としましては、累計で16市町村で受け入れをしているということでございます。平成23年度目標としましては、全市町村で受け入れ態勢を整えるという目標を設定しております。

それから、その下、点字資料18ページ中ほどでございます。とくしま特別支援総合サポート充実事業でございます。これは、特別支援学校が中核となり、小中学校及び高等学校に在籍する障害のある児童生徒への支援として、巡回・通級による指導、ボランティアの要請・派遣、保護者相談等を行うとともに、地域社会

への情報発信や交流促進により特別支援教育の理解・啓発を促進することで、総合的にサポートを行うという事業でございます。平成22年度実績としまして、巡回相談による指導はすべての特別支援学校で実施をさせていただいております。ボランティアの要請派遣は4校で実施となっております。引き続きすべての特別支援学校で実施するよう努力していきたいと思っております。

続きまして6ページお開きください。点字資料が22ページ上段でございます。来年度の新規事業としまして、高等学校発達障害等支援事業を実施させていただきます。高等学校において様々な障害で特別な支援をを必要とする生徒に対し、緊急的に支援員を配置し、生徒の特性に応じた個別的な支援を行うことにより学校生活の充実を図るという事業でございます。来年度予算で93万8,000円計上しております。

続きまして【3 社会的及び職業的自立の促進】の重点施策でございます。点字資料23ページの上段、進路開拓推進事業でございます。これは特別支援学校の教員が、県内事業所や福祉施設を訪問し、雇用や就業体験についての依頼を行うなど、進路開拓の推進を図る事業でございます。平成22年度の実績としましては企業等の訪問回数が延べ950回となっております。引き続き目標としましては1,000回を目標としておりますので来年度もそれに向けて努力したいと思っております。

続きましてその下の段、主要施策でございます。点字資料は24ページ下段でございます。新規事業で障害者が働きやすい職場づくり事業でございます。これは、図書館や博物館等の教育機関において、障害のある方が働きやすい職場環境を構築することにより、教育委員会における障害者雇用のモデルケースとする事業でございます。平成23年度は県立図書館1名・県立総合センター1名の計2名の雇用を予定をしております。障害のある方が窓口業務等の実務を行うなかで、働きやすい職場環境を構築、こういったものをモデルケースとして考えた事業としておりまして、予算としましては413万1,000円を計上しております。

次の新規事業は特別支援学校開校準備事業でございます。点字資料は25ページ中ほどでございます。平成24年度開校予定の「徳島県立みなと高等学園」の開校準備の一貫として、社会的・職業的自立に向けた教育の充実を図るため、事業所等を訪問して就業体験等の開拓及びデータベース化を行う事業でございます。予算としましては、233万2,000円計上しております。

続きまして9ページをお開きください。点字資料は36ページ中ほどでございます。「第4節 情報・コミュニケーション」の重点施策で、障害者交流プラザの利用促進でございます。視覚や聴覚に障害がある方の自立促進を図るため各種事業を実施しているところでございます。聴覚・視覚障害による相談事業、点字や朗読等による情報提供、視覚障害者に対するボランティアの養成、歩行訓練やパソコン講座等の社会適応訓練の実施を行っております。平成22年度末の実績としましては、利用者数が累計で3万9,638名であり、1年間で9,000名の増となっております。平成23年度の目標としましては累計で5万人という目標を挙げており、これに向けて取り組んでいきたいと思っております。

それから1番下のところでございます。点字資料は39ページ上段でございます。徳島発達障害情報支援ネットワーク構築事業でございます。これは先ほど説明しました、平成24年4月の発達障害者総合支援ゾーン開設を見据え、「とくしま発達障害総合支援ポータルサイト(仮称)」を開設し、各関係機関や地域の取組に係る最新の情報を集約(リンク)し、分かりやすく提供することにより、情報支援の充実を図り、発達障害者(児)の日常生活及び社会生活を支援したいと考えております。予算は100万円を計上しております。

続きまして11ページ、点字資料は46ページの上段でございます。「第5節 保健・医療」の重点施策、重症心身障害児(者)の通園事業でございます。在宅の重症心身障害児(者)が通園により、日常生活動作や運動機能などの訓練・指導を実施するとともに、保護者に家庭における療育技術を習得させるための事業でございます。施設数は6か所という実績でございます。それぞれ圏域ごとに施設を配置しまして事業に取り組んでいるところでございます。平成23年度末目標としては施設7箇所としております。

続きまして12ページ、点字資料50ページの下段をお願いします。重点施策、難病患者地域支援対策推進事業でございます。これは在宅の難病患者の療養を支援するため、保健所を中心として医療及び福祉関係者の連携のもと、保健・医療・福祉にわたる各種サービスの適切な提供を行う計画の策定や難病医療の相談、訪問相談・訪問指導を実施する事業でございます。平成22年度の実績見込みとしましては、サービスの計画策定数が累計で560件、平成22年度単独では49件策定をしたということでございます。相談件数としては年間530件でございます。

続きまして13ページ、点字資料は52ページの中ほどでございます。難病患者等ホームヘルパーの養成研修でございます。難病患者等ホームヘルパーの養成研修を開催し、難病に関する知識やホームヘルプに必要な技能を取得したホームヘルパーを養成する事業でございます。平成22年度の養成人員は累計で1,523名、平成22年度単独では67名です。平成23年度末目標数は1,548名となっております。

続きまして、精神科デイケア施設の整備でございます。点字資料は53ページ上段でございます。精神障害者が地域での社会生活に適應できるよう訓練を行う施設の整備ということで、平成22年度の実績見込で累計17ヶ所設置しており、平成23年度末目標は21ヶ所の設置となっております。

続きまして16ページ、点字資料は63ページ上段、「第6節 生活支援」の分野でございます。重点施策としまして、障害者交流プラザ管理・運営事業でございます。障害者の活動と交流の拠点である障害者交流プラザで行う各種イベントや交流事業等の運営を支援・協力する運営ボランティアを養成する事業でございます。平成22年度実績見込みとしまして、運営ボランティア登録者数累計355人、昨年度末実績から150人増となっております。平成23年度末目標ですが、運営ボランティア登録目標数、当初累計250名でございましたが、平成22年度末の実績で目標を超えましたので、新規目標として累計430名を設定しました。これ

までの平均ボランティア登録者数が約80名でございましたので、平成23年度末目標としましては355名からの約80名増ということで、平成23年度末は累計430名を目標に取り組んでいきたいと思っております。

それから17ページの1番下、点字資料75ページの下段でございます。新規事業で、障害者虐待防止対策の支援事業でございます。障害者虐待の未然の防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関の協力体制の整備や支援体制の強化を図る事業で、連携協力体制の整備、障害者虐待防止・権利擁護研修を行うものでございます。平成23年度予算として90万円計上しております。

続きまして20ページ、点字資料88ページ中ほど【5 専門職種の養成・確保】でございます。重点施策として、盲ろう者通訳・介助員派遣事業でございます。重度の盲ろう者のコミュニケーションを確保し、自立と社会参加を図るため、通訳・介助員を派遣するというもので、平成22年度末実績見込みとして、累計2,368件、昨年度実績から約535件増となっております。平成23年度末目標として累計2,700件でございます。

続きまして23ページ、点字資料は102ページの上段でございます。「第7節 ユニバーサルな生活環境」の【1 住宅、建造物のユニバーサル化の推進】でございます。重点施策として、ユニバーサルデザインによる街づくりの推進に関する条例の施行の充実ということで、徳島県ユニバーサルデザインによりるまちづくりの推進に関する条例による事前協議で、整備項目を全て満たしている施設を増加させるというものでございます。平成22年度末の実績見込みとして、適合施設が337件であり、平成23年度末で400件を目標としております。

続きまして24ページ、点字資料106ページの下段でございます。【2 公共交通機関、歩行空間等のユニバーサルデザイン化等の推進】の重点施策、広域的環線的生活バスの活性化事業補助金でございます。バス事業者が行うノンステップバスの導入に対して、補助を行う事業でございます。平成22年度末実績見込みが累計82台ということで、平成21年度と比較して3台増ということで、目標を達成しておりますので、新規目標を87台として取り組みたいと思っております。

それから26ページをお開きください。点字資料113ページの上段でございます。「第8節 スポーツ・レクリエーション及び文化」の【1 スポーツ・レクリエーションでの振興】でございます。重点施策の障害者交流プラザでの利用促進でございます。障害のある方の体力の維持・向上を図るため、各種のスポーツ・レクリエーション教室を開催しております。体育館、温室プールを活用した各種スポーツ・レクリエーション教室の開催、トレーニング室を活用した、障害の程度や健康状態に応じた継続的なトレーニングを支援しております。平成22年度末の実績見込みは、障害者スポーツセンターの利用者数が累計31万5,277名でございます。1年間で6万7,000人の利用を実績見込みとして挙げております。この部分も平成23年度目標を達成しましたので、新規目標として6万7,000人増の38万2,000人を来年度の目標として取り組みをさせていただきたいと思っております。

続きまして27ページをお開きください。点字資料の116ページ下段でございま

す。【2 芸術・文化・余暇活動の振興】ということで、重点施策としまして、障害者交流プラザの利用促進を挙げさせていただいております。障害者交流プラザにおきましては、障害のある人の心身機能の維持改善，教養・生活の質の向上を図るため，各種の文化・芸術等の創作活動，アートワークルームを活用した陶芸や手芸，あるいはプレイルームを活用した音楽やダンス，調理実習室を活用した調理・菓子作りといった活動の支援を実施しているところです。平成22年度の実績見込みは利用者数が累計で23万8,411人，平成22年度単年度で約5万4,000人増の利用見込みをさせていただいております。平成23年度目標が28万4,000人ということで目標に向けて取り組みさせていただきたいと思っております。以上，重点施策の部分につきまして説明をさせていただきました。その他主要施策の事項もございますが，その他の事業については御覧いただけたらと思います。

引き続き〔資料2〕をお願いします。〔資料2〕は障害者の施策関係予算の状況でございます。平成22年度の当初予算額と平成23年度の当初予算額を数字で比較した資料でございます。一番最後の9ページをお開きください。トータルの予算額でございます。平成22年度の当初予算が110億2,076万1,000円でありましたところ，平成23年度当初予算は112億6,054万7,000円ということでございます。2億3,900万余りの増加でございます。増加率としては約2.2%でございます。事業としては，継続事業が205事業，新規事業が6事業で，全211事業がございます。なお，資料の中で予算額が「0」という事業が入っております。これは予算が「0」でございますが，ゼロ予算事業ということで，予算をかけずにいろいろ工夫して事業実施をするというのが数字「0」という事業でございます。平成23年度予算は骨格予算ということになってございますので，これは平成23年度に入りまして補正予算で検討を経て，予算化するという可能性があるわけですが，現時点での平成23年度と昨年度の当初の予算を比較した数字が，今申し上げた数字となっております。以上，非常に簡単でございますけれども，〔資料1〕と〔資料2〕を説明させていただきました。どうぞよろしく申し上げます。

会 長

はい，それでは事務局から説明がございました。〔資料1〕〔資料2〕及び先ほどの説明内容について皆様から御意見等をお伺いしたいと思います。どなたでも結構でございますので，それぞれのお立場で御意見もしくは御感想含めてよろしく申し上げます。

はい，どうぞ。

〇〇委員

先の障害者交流プラザのことでお伺いしたいんですけども，2階に視覚障害者支援センターというのがあって，講座以外にも日常的な支援がされていると思うんですけども，肢体障害の方の支援は障害者交流プラザで何をしてくれるのかな，と肢体障害の仲間と言ってるんです。講座などでも重度の方は参加できるのか，パソコン講座は参加できると思うんですけども。私も逐一確認しているわけ

ではないですけども、私たちもサークルとしてよく利用させていただいているのですが、障害者交流プラザが主催としての肢体障害者、特に重度の肢体障害者に対するプログラムというのは現在どのようなものがあるのでしょうか。お聞かせ願えたらと思います。

事務局

後ほど補足があると思いますが、私の方から説明したいと思います。障害者プラザの事業としましては、アートワークルームというのがございまして、陶芸や手芸などそういった講座をさせていただいております。あるいは、絵画などそういう芸術・文化のための講座、それから調理実習室というがありますので、調理やそういった活動もやっております。それから、プレイルームで音楽活動もやっております。そういった講座をやってございまして、御希望の方は御参加くださいということで実施させていただいております。それで今、委員のお尋ねの肢体に障害がある方に対してというのは対象になってございませぬけれども、御希望いただければ参加できるようになっております。それと委員の方々も御承知のとおりですけども、障害者交流プラザの中のプールでありますとか、体育館でありますとか、そういう施設につきましては肢体に障害がある方々もたくさんご利用いただいて運動機能の回復に活用されているというふうに理解しております。

社会参加担当でございます。障害者交流プラザで行っております各種講座について重度の障害者の方が参加を希望されたとき、障害者交流プラザボランティアというのがございまして、講座を受ける際の様々なお手伝いなり、事業団の方が相談に乗せていただいてボランティアがお手伝いして講座に参加していただくといったような対応もとっております。またお問い合わせいただいたらと思います。

〇〇委員

実際にお手伝いをお願いして参加している方というのはいらっしゃるんですか。

事務局

今までの実績としては、知的障害者の方が講座に参加したいというお申出があったときにボランティアとして参加・支援をしたという実績は聞いております。肢体の重度障害の方の実績については聞いておりません。

〇〇委員

その講座の参加募集というのは元々障害者だけではないということでしょうか。

事務局

すべての講座が障害がある方もない方も一緒に受けていただく講座になっております。

〇〇委員

その場合障害者の参加率というのはどれぐらいでしょうか。知的障害のある方の問い合わせがあったということはたまにあるのかな、という印象を受けるのですが、実際の参加状況というのは。

事務局 定員が10名～20名といった講座がほとんどなんですけれども、その半分から3分の1が障害者であると聞いております。

〇〇委員 それは知的・肢体・視覚・聴覚などという障害種別でいうと、どの種別の方が多いのでしょうか。

事務局 先日参加しました陶芸講座などは、10名ほどの中に障害のあるお子さんが5、6名参加されておりました。そこにボランティアの方が2名ほど入っておりました。肢体障害者の方はそのときは御参加がありませんでした。

〇〇委員 その5、6名のお子さんはどの障害種別なんでしょうか。

事務局 広汎性の障害も含めて、大きく捉えて知的障害の方と把握しております。

〇〇委員 ありがとうございます。

会長 はい、他にいかがでしょうか。どういうことでも結構ですが。はい、お願いします。

〇〇委員 予算関係で〔資料2〕の9ページの上から2番目の障害者スポーツ特別振興事業で、平成22年度に100万だったのが、平成23年度は300万になっているのどのような意図があるのですか。

会長 平成22年度の予算が100万だったのが、平成23年度は300万になった根拠をお教え願いたいということですね。

事務局 障害者スポーツ特別推進事業でございます。これはその下の段にございます、全国ろうあ者体育大会というのが平成22年度に開催されまして、聴覚障害者の福祉協会をはじめとして実行委員会で全国大会を開催したところでございますけれども、これは平成22年度の事業ですが、そういった障害者のスポーツの振興、その面をまたある意味では引き継ぐというような形で平成23年度障害者のスポーツのための振興の事業を実施したいということで考えてございます。具体的にはこれからでございますけれども、障害者スポーツで全国的に有名な方をお呼びして、そのスポーツの振興を県内の障害者の方々にも普及していく、そういったことも考えております。

〇〇委員 おおまかなことは分かりました。ありがとうございます。このように予算を増額していただけるのは結構なことだと思います。よろしく申し上げます。

会長 はい、それでは他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

〇〇委員 障害者交流プラザでは、聴覚障害者パソコン講座というのが以前は開催されておりましたが、最近開催されていないように思います。聴覚障害者のパソコン講座というのはどうになりましたか。今開催される予定はありますか。

事務局 障害者交流プラザの中にはパソコンの部屋がありまして、そちらの方では障害者の方が参加していただけるパソコン教室もフル稼働で、貸し出しをしておりますが、県の支援として障害者自立支援法の中の地域生活支援事業において予算をつけているパソコン教室というのは障害者交流プラザの中では行っておりません。ただ、障害者の臨時特例交付金事業の中におきましては基金事業になりますが、障害者の相談の場づくりということで、ピアサポートという観点から障害者のパソコン教室、ITのスキルを学んでいただくという場づくりの設備整備の充実ということで、平成19年度からこれまで県内の障害保健福祉圏域3つの圏域に渡って圏域ごとにパソコン教室の設備整備を充実させてきたという経緯はございます。

会長 もう少し補足説明をお願いできますか。

事務局 聴覚障害者の方を対象にかつてはパソコン講座を開催していたということで、それがどうなったのかということについては、その部分の講座は確かに開催できておりません。聴覚障害のある方専用のパソコン講座は申し訳ないですが、来年度も対象になってございません。ただ、聴覚に障害がある方専用のパソコン講座のニーズが高いというございましたら、我々事業実施の中で新たに聴覚に障害がある方専用のパソコン講座の開催を考慮・検討させていただきたいと思っております。

〇〇委員 ありがとうございます。ぜひお願いします。

会長 はい、それでは他に御意見等よろしく申し上げます。本日は県の担当者の方々もこちらに出席されております。いかがでしょうか。公募委員の方もおいでですけれども、何かございませんか。他の委員の方々もそれぞれの立場で御意見をよろしく申し上げます。はい、どうぞ。

〇〇委員 [資料2]の予算で、ゼロ予算事業というのがありまして、いろいろと工夫して実施するということだったんですけども、これの平成22年度の実績といたしますか、例をお聞かせ願えたらと思います。平成22年度も予算「0」、平成23年度も予算「0」ということなので実施されていると思うんですが、どういったことがあったのかをお聞かせ願えたらと思います。

事務局 ゼロ予算事業につきましては、基本的に職員のマンパワーのみで行う事業です。例えば、[資料2]の9ページの上から7つ目、「障害者わくわく・感動体験！」

支援事業で言いますと、障害児の方、特に施設に入所されている障害児の方に対していろいろな所に外出する機会を設けていかなければならないということで、例えば、県の管轄施設「渦の道」の入場券を、無料で各障害児施設に必要な枚数を差し上げるとかそういったことを実施しております。アートバルーンを製作する方を希望する施設に派遣させていただくなど、ボランティアでやっていただける方も協力いただいて予算をかけずに障害児の方にわくわく体験をしていただくという事業です。あとは「働きたい！ 応援事業」というのがありまして、これは障害者就労支援事業所で働かれている障害者の方が作った製品・パン・お弁当などいろいろなものを県の施設で販売して貰おうというものです。県の合同庁舎等いろいろな出先機関等で障害福祉課が場所と時間を設定させていただいて、各庁舎の管理者と調整させていただいて、そこで希望する事業所に出向いてもらって、そこで販売実践をしていただくとか、そういうことに関しましても予算をかけずにできるということで、そういったことをさせていただいております。

会 長 よろしいでしょうか。

〇〇委員 はい、ありがとうございました。

会 長 他にございませんでしょうか。はい、どうぞよろしく申し上げます。

〇〇委員 重度視覚障害者を対象にしたサービスが自立支援給付の中に入ると思うのですが、同行援護について県の方がどのぐらい情報を把握しているのかをお教え願いたいと思います。

事務局 同行援護につきましては、平成23年10月1日から個別給付で始まるということを知っております。重度の視覚障害者の方の、現在、地域生活支援事業で行っている移動支援の部分を個別給付の方に移し、そちらの方で支給するというところを知っております。具体的な内容につきましては基本的には移動支援で行っているような仕組みで、それをそのまま個別給付に移すという認識でおります。それ以上の詳しいことは情報が入っておりません。平成23年2月22日に開催された全国障害保健福祉関係主管課長会議では、今申しましたように平成23年10月1日から施行をする予定であり、重度視覚障害者(児)の移動支援を外出時に同行し、当然必要な情報の提供や移動の援護を行うというような情報しかまだ出ておりません。

〇〇委員 分かりました。

会 長 はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。どのようなことでも結構でございます。よろしいでしょうか。

〇〇委員 県が主催する行事，例えば講演会や学習会など全ての行事に手話通訳や要約筆記をつけていただきたいです。障害関係だけで一般の行事に手話通訳や要約筆記をつけるというのはまだないと思うんです。よろしくお願いします。

事務局 平成18年に障害者自立支援法が施行になりましたとき，個人派遣ではなく，たくさんの方が集まります集会ですとか，会議ですとかそういった集まりに対する手話通訳者の派遣に関しては，その主催者の方で手話通訳者を準備するということになりまして，県では，例えば県の主催事業でありましたら，それぞれ担当する担当課の方へ情報保障・コミュニケーション保障ということで手話通訳あるいは要約筆記，そういった保障に対する予算も担保したうえで主催していただくようにと，事務連絡という形で文書を発出した経緯があります。

今担当がお答えしました情報の保障というものは極めて重要だと，我々としても認識しております。県が主催の行事がまずそれを率先すべきだという観点からの御質問だと思いますが，県の主催する全国規模の大きな大会に手話通訳や要約筆記，あるいは磁気ループが設置されるケースが最近増えてきているかと思えます。大きな行事になれば情報保障の観点で手話通訳等を設置すべきという認識がだいぶ広がってきていると私自身思っておりますが，すべてがそうであるかという点と当然ながらそうではないということで，その現状は確かにそのとおりで思っております。障害福祉課としては，まずは庁内から情報保障の重要性の視点を広げさせていただいて，一つでも多く手話通訳が入った会議にさせていただくように我々も努力して庁内周知に努めたいと思っております。以上でございます。

〇〇委員 例えば，兵庫県では300人以上の県の主催する事業にはすべて手話通訳または要約筆記をつけるように準備しています。それが兵庫県の例です。

事務局 貴重な情報ありがとうございます。私どもはそういう参加者数で把握するという考えは持っておりませんでしたけども，そういう県の情報も調べさせていただいて，庁内の周知の際に活用できると思います。検討させていただきます。

〇〇委員 ありがとうございます。

会長 ありがとうございます。他によろしいでしょうか。はい，お願いします。

〇〇委員 発達障害者の総合支援ゾーンができるということで，大変新聞にも報道されておりまして全国的にも先駆的な取り組みで地域の方・県民の方が期待をしている事業の一つではないかと思えます。把握している範囲で結構ですけれども，発達障害を持つ子供たちに対してどういう専門的な，全国発信できるような専門的な教育が用意されているのでしょうか。分かる範囲でけっこうですので教えてく

ださい。

会 長

はい、よろしくお願いします。

事務局

御質問にありましたように、みなと高等学園というですけれども、全国的に非常に注目されているところでございます。その対象とする方が今言われましたように発達障害の方、その方に関してどういう風な教育を準備しているのかというようなことでしょうか。この学校は高等部のみの学校です。それで高等部を卒業しますと保護者の方が「自分たちが年老いたときに子供たちのことが本当に心配だ。可能な限り職業的自立を目指していきたい」とよく言われます。そういうようなことを多くの方が言われますので、この学校は職業的自立に向けた専門教育を行うということが一つの特徴でございます。ですから、もしかしたら同様の学校ができたときには、大学進学を目指す学校ができる可能性もありますが、本県の場合はそのような保護者のお気持ちを受け入れる中で、職業的自立を目標としていきたいと思っております。それに向けて1年生の時から就業体験、今計画しておりますのは1学期につき2週間程度を1学期また2学期も就業体験していく中で、自分の職業適性を一人ひとりの生徒さんが見つけていくというようなことを考えております。また2つめは、発達障害の方がちょうど思春期になりますと、やはりストレス等で心身症等になっている場合もありますので、カウンセリングのような働きかけを十分に行っていくというようなことも考えております。カウンセリングのような働きかけを十分に行っていくのと就業体験を頻繁に行っていく、これが一般の高等学校と違う特徴ではないかと考えているところでございます。以上です。

会 長

ありがとうございました。

〇〇委員

どうもありがとうございました。

会 長

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。時間の関係もございますので、議題1につきましては終了させていただきます。御意見等は今後の障害者施策への積極的な取り組みをお願いすることとします。それでは、次の議題に移ります。議題3、障害者施策の動向につきまして御説明よろしくお願いします。

事務局

〔資料3〕をお手元をお願いします。障害者施策の動向についてでございます。1ページをお開きください。御承知の方も多いかと思いますが、障害者施策の大きな動向を書かせていただいております。1点目、障害者自立支援法は廃止ということが政権で決定しております。それで障害者総合福祉法を制定するということになってございます。障害者総合福祉法は平成25年8月までに実施するという方針が出ております。2点目も障害者総合福祉法(仮称)の検討のために障がい者制度改革推進会議の下に総合福祉部会というのが設置されておりました。

て、様々な検討がなされているところでございます。平成22年6月には基本的な方向（第1次意見）が出されたところでございます。

次の項目でございます。一方、平成22年4月からは利用者負担の部分で低所得者の障害者及び障害児に対する利用者負担を無料にするという新たな利用者負担軽減策も出ております。それから昨年12月に障害者自立支援法の一部改正がありまして、利用者負担が応益負担から応能負担を原則とすることとされました。これは後ほど説明させていただきます。

2ページをお開きください。これも御存知の方が多いたと思いますけれども、障がい者制度改革推進本部というのができまして、右の方に書いておりますけれども当面5年間で障害者制度改革の集中期間と位置づけて改革を推進していくという考えが打ち出されております。部会の開催ということで必要な総合福祉部会、あるいは差別禁止部会が設置されておまして、精力的に検討されているところでございます。

3ページをお開きください。障害者制度改革の推進のための基本的な方向について閣議決定されたところでございます。左の下の方の表をご覧ください。改革の基本的方向と今後の進め方(1)(2)(3)と書いております。(1)が障害者基本法の改正ということで平成23年に法案提出を目指すとしております。(2)でございしますが、障害を理由とする差別の禁止に関する法律、これも平成25年に法案提出を目指すとして書かれておりますが、障害者差別禁止法も検討をするということ、それから最後でございしますが障害者総合福祉法(仮称)の制定ということで障害者自立支援法を廃止し、新たに障害者総合福祉法というのを制定するというので、これは平成25年8月までの施行を目指すということで、大きなところとしては、今申し上げた3つ、障害者基本法と障害者差別禁止法と障害者総合福祉法、この改正を目指すということが方針として出されております。

4ページをお開きください。これが障がい者制度改革推進会議の2次意見ということで、制度改革の意見でございすけれども、これはいわゆる障害者基本法の改正ということで、障害者基本法改正の骨子となるものであろうかと思っております。御覧のような項目で障害者基本法の改正をするということでございます。左の方の基本制度の2)でございす。障害者基本法の定義となる障害者の範囲ということでございす。これまではご承知のとおり3障害、身体障害・知的障害・精神障害ということで大きく3つの障害ということを障害者基本法でも載せておりますが、これがいわゆる、「医学モデル」医療サイドから見た定義となりますが、今度の改正法は「社会モデル」の考えを踏まえた障害のモデルの定義の見直しということが大きな改正でなかろうかと思っております。社会モデルの考え方を踏まえた定義の見直しというのは非常に難しいことですが、障害のあるということに加えて、社会の側から障壁を作られているという方が障害者であるという定義になるのではなかろうかというふうに思っております。そういったところをはじめとしまして大きな改正になるのではなかろうかというふうに思っております。

それから今までノーマライゼーションという言葉が出ておりましたけれども、新たにインクルーシブな社会の構築ということで、ノーマライゼーションというのは

障害のある方もない方もみんな等しくという考えでございますが、インクルーシブというのはさらにそれに踏み込んで包み込むといいますか、障害の個々の特性を理解し、それを社会全体で包み込んでいこうという考え方であると理解しております。インクルーシブな社会の構築というのが目的とされているところでございます。このような2次意見に従って今後障害者基本法の改正も進められていくと理解しております。

5ページをお願いします。今度は障害者自立支援法に係る総合福祉部会の動きでございますが、これも国の方では精力的に検討しております、第1期作業チームの報告というのが1月に、それから第2期作業チームの報告が5月にということございまして、新法の骨格を平成23年度の8月に出すというスケジュール案に従って改正をしているということでございます。

6ページをお願いします。先ほど申し上げました12月に一部改正されました障害者自立支援法でございます。これは趣旨のところに書いておりますけれども、障がい者制度改革推進本部における抜本的な改革ができるまでの間において障害者の地域生活支援のための改正であるという趣旨でございます。利用者負担の見直しと、これまで障害者自立支援法は応益負担でございましたけれども、法律に応能負担と明記しております。それから、障害者の範囲の見直しというところでこれまでももちろん対象にはなっていたんですけれども、なかなか分かりづらかった発達障害という言葉が障害者自立支援法の対象となることを明確化しております。相談支援の充実ということで、障害のある方のための地域生活支援のために相談支援というものが非常に重要だという認識のもとに、市町村に基幹相談支援センターというものを設置、あるいは自立支援協議会という組織がありますけれども、これを法律上明確に位置づける等の相談支援体制の充実というのが柱の一つでございます。それから障害児支援の強化ということで、障害児の施策については児童福祉法を基本として実施するということは変わりませんが、これまでの障害児の施策を一元化するといいますか、障害種別を障害児においても一元化してサービスをまとめていくという方向の改正になっております。それから地域における自立した生活のための支援の充実ということで、グループホーム・ケアホームを利用する際の助成の創設を検討することと、先ほど委員から御発言がございましたけれども、重度の視覚障害者の移動を支援するサービスを個別給付化することが盛り込まれております。この詳細につきましては今後それぞれ出てこようかと思っておりますので、その内容を検討して遺漏のないようにしたいと思っております。

7ページをお開きください。障害福祉計画でございます。障害福祉計画は、障害者自立支援法に基づきまして必要な障害福祉サービスの提供体制等を目標値として定めまして必要な福祉サービス量を目標としてあげて計画的な実施を推進するというものでございます。これは障害者自立支援法に基づいて制定するというものでございますが、計画期間というところでございます。平成18年度から3年間は第1期計画期間として策定しまして平成21年度から平成23年度までの間を第2期計画期間ということで、現在、障害者福祉計画の第2期計画を持って

いるところです。平成23年度までの計画期間でございますので、平成24年度から3年間になろうと思っておりますが第3期計画を策定するということになってございます。先ほど申したとおり一方で障害者自立支援法を廃止して新たな法律が平成25年8月にできるということでもありますので、この障害者福祉計画も3年間の計画を策定しているその間に根拠となります障害者自立支援法が廃止になるということになるわけでございますけれども、その際にはまた新たな法律に基づいた見直しということがあろうかと思っております。来年度につきましては、第3期の障害福祉計画を策定したいと考えております。これにつきましては、この審議会におきましても御議論・御意見を賜りたいと思っておりますので来年度に次回審議会を開かせていただきまして障害者福祉計画第3期について、第2期までの実績を踏まえた形で第3期の計画について御審議賜りたいと思っております。

8ページをお願いします。先ほどの障害者福祉計画第2期の概要ということで説明をさせていただきます。障害者福祉計画の基本理念としましては、障害者基本法の理念を踏まえつつ具体的なサービスの障害者福祉計画を策定するというので3つ理念をあげております。障害者の自己選択と自己決定を尊重するというのが1点目、2点目としましては実施主体を市町村に統一する方向である、それから3障害に分かれております制度の一元化の方向であるということでございます。3点目は地域生活への移行・就労支援そういった課題に対応したサービス提供態勢の整備が基本理念になっております。提供確保の基本的な考え方ということもございますが、数値目標を設定して、そのために必要となるサービス量を見込んで計画的な整備を行うためのものもございます。4点ほど挙げております。訪問系サービス・日中活動系サービス・グループホーム等の充実それから福祉施設から一般就労への移行の推進、そういったことを基本的な考え方としてあげております。目標としましては、平成23年度を目標年度として数値目標を設定しますということで、これは国の方の指針に従いまして各県が策定をしたということでございます。

9ページをお願いします。第3期障害福祉計画の考え方でございます。基本理念のところでございます。第2期障害福祉計画の基本理念の考え方をそのまま踏襲する、その中で必要な時点修正を行うということでございます。計画期間としましては平成24年度から平成26年度までの3年間とします。ただし、障害者総合福祉法（仮称）でございますが、平成25年8月の実施を目指している、ということは計画の根拠となります障害者自立支援法がそれまでに廃止とされるということもございますが、この計画期間中にこの計画を見直す可能性がある、そういう前提で策定をするということでございます。それから3点目。児童福祉法に基づく障害児に係るサービスについては、法律上策定義務はなく任意ということになってございますが、都道府県の判断で障害児に係るサービスの提供体制の整備方針といこともこの計画のなかで定めることが望ましいとなってございます。以下詳細につきましては御覧いただきたいと思っておりますが、ここの部分で先ほど申し上げました第3期障害福祉計画を考え、そして第2期障害福祉計画の実績については、現在まとめようとしているところでございますので次回のこの審議会の場に

障害福祉計画につきましても議題としてあげさせていただいて御意見を賜りたいと思っております。以上でございます。

会 長            ありがとうございます。それでは委員の皆様から御意見等を伺いたいと思います。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

〇〇委員            移動支援とグループホームのことについてお尋ねします。まず1点は移動支援、徳島市は30時間いただけることになったんですけども、移動支援というのは身体介護を伴う通院には使えないのですか、ということ以前から質問させていただいているんですけども、それに使うと利用時間が増えるとか色々な理由でできないということだったんですけども、他県では使っているという話を聞いたんです。先日香川県の方に伺ったら、香川県では使えるということなんですけど、これは市町村が行うことなんですけども徳島県が身体介護を伴う通院に使えるということに決めれば使えるということなのではないでしょうか。

事務局            通院につきましては2つサービスがあります。個別給付というのと地域生活支援事業と大きく分かれておまして、個別給付というのは全国一律のルールで実施している給付です。地域生活支援事業というのは各市町村が地域の特性等にに応じて自分たちで要綱を設けて行ってくださいという給付です。通院につきましては個別給付のホームヘルプサービスの方で使える部分があります。徳島県の場合は市町村については通院は基本的にはそちらの方で行ってくださいという考え方になっております。

〇〇委員            前から申しているんですけども、家事援助と時間数を割っているので、すごく不便なんです。持病等があつて定期的に通院しなければならない方もいると思うんですけども、そうじゃなくて例えば風邪等、必要に応じて通院する方もいて月割になっているんですよ。通院の身体援助と家事援助の時間を割るわけですから、通院しない時間を家事援助に使うことはできないんですよ。前にも申し上げていたんですけども、移動支援だったら病気にかかりながら遊びに行くということはなかなかないと思うのであまり外出しないと思うんです。融通が利くとすごくいいというのが周りのみんなの要望なんですけれども。

事務局            なぜ市町村が地域生活支援事業の移動支援の方で通院を出したがるのかというと、やっぱり地域生活支援事業というのは予算が限られているんです。個別給付では経費は必要な分だけ国が負担してくれるので、上限がありません。地域生活支援事業は所定の予算の中で執行しなければならないということで、移動支援で予算を使ってしまうと他の部分で足りなくなるとということで個別給付で使える分については個別給付を優先してくださいという考え方なんです。

〇〇委員            でしたら、今いただいている30時間は使えるということですよ。

事務局 そうですね。

〇〇委員 その中で、その時間を外出しようが病院に行こうが、利用者側からすれば同じではないかと思うんですけれども違うのですか。

事務局 同じように思えますが、微妙に違うんです。30時間出してますよね。大体毎年どれぐらい使っているというのがありますよね。30時間全部使っている方もいれば全部使っていない人もいて、これも使えますよとすると、もっと使ってくるのではないかということを考えているわけです。

〇〇委員 それではなぜ18時間が25時間に増え、25時間が30時間に増やせていただけたのかなって思うんですよ。病院に行かなかつたら困るけど、別に遊びだけではなく私は審議会に来ると日々の買い物に移動支援を使わせていただいているんですけれども、どちらかという病院に行くときに付添がないのが困るのではないのかと思うんですけど。

事務局 市町村の予算の事情も県で分かるので、市町村の方の判断にお任せしている状態です。市町村が両方使えるといたらいいんですけど。

〇〇委員 香川県はと言ったんですけども、県ではなくてその市町村では使えるということなんでしょうか。その方は香川県全域で使えるというふうにおっしゃっていたんですけども。

事務局 香川県全域で使えるのか一部の市町村で使えるのかは私もちよっとわからないんですけどもね。

〇〇委員 それに関係もあるんですけれども、地域で暮らしていくために肢体不自由の方のグループホームも1年前からできたんですけども、徳島県にはまだないですよ。そのグループホームのことなんですけども、考えてみたら知的障害などの方には利用しやすいと思うんですけども、肢体障害の方にはどうも利用しにくい気がするのと、グループホームというのはどういう位置づけなんでしょうか。施設なので移動支援等は使えない。お金の方も特別障害者手当も貰えないということは施設体系になるんですけども、家賃も必要で、施設は利用料割引がありますけれども、グループホームは手元にほとんどお金が残らないって聞いたんです。年金が8万あっても食費など色々支払うとほとんど残らないと聞いたんですけれども、グループホームというのはどういう位置づけなのかと思ひまして。先日京都作業所連合会の地域で暮らすグループホーム・ケアホームという分科会に出させていただいて、全然分からないのでいろいろ聞かせていただいたんですけども。すごく疑問に思うし肢体障害の方が4人で職員が2人で3、4日夜勤をしているという話を聞いたんです。知的障害者のように着替えの介助など、すべて介

助が必要ということはないでしょうが、その入所者の中に介助の必要な方が何人かいたら施設のにもトイレや入浴のことなどありますし、同時間に行わなければいけないこともあるし、全国的にそのような状態だと聞いたのですが、それで肢体障害者のグループホームの運営って可能なんですか。移動支援なども使えないし病気のときは家族が来て病院に連れて行っている、それならグループホームに住まなくても家で住んでいたらいいというふうに思うんですけども、いざというときに家族を呼ばなければいけないグループホームというのは意味があるのかとすごく疑問に思ったんですけどもそのあたりはどうお考えでしょうか。

事務局

もともと身体障害者の方を対象としたグループホーム・ケアホームというのは念頭になかったんです。最初は知的と精神障害の方のみを対象としたサービスだったんですけども、身体障害者のグループホームもという声があがって新たに追加をされたのですが、確かに身体障害の方がグループホームを利用するというのは委員が言うように馴染まない部分があるのかもしれない。

〇〇委員

現在、障害者自立支援法で施設に入所できるのは区分4以上ってなっているじゃないですか。区分4というのは私が区分3なので私ぐらいの障害程度では入所できないということなんですけども、私は今一人暮らしではないんですが、それでもって一人暮らしというのは今のヘルパーさんが入ってくれている時間で一人暮らしというのはなかなかできるかどうか、以前の何日使っても120時間というところであれば大丈夫だと思うんですけども、家事援助で週8時間来てもらっています。週8時間使ったら時間がいっぱい身体介護にほとんど使えないんです。そういうので一人暮らしできるかって言ったら、できなかつたら施設が段々定員を減らしていく方針ですから、グループホームかケアホームに入居する方法しかないとなりますと、偶然みんな区分3で車いすの方が4人暮らしとします。人によって障害の程度が違うので一人暮らしならお風呂等も自分が入りやすいように工夫できるんですが、人によって使い勝手が違うので介助などが必要になると不可能ではないかと思うのですが、政策的に区分4以上じゃないと施設には入所できない、区分3の方が集まったら移動支援もないし通院介助を使えないし、お金もないしということになります。一人暮らしであれば特別障害者手当が貰えるのだけれども、グループホームに入居すると貰えない。お金もないしバスに乗れないし、タクシーを使わないといけないし、そのような方たちはどのようにして生きていく設定になっているのかと最近よく思うんですけども、どうなっているのでしょうか。

事務局

身体障害者の方のグループホームは本当に現実として機能していくのかという部分については、またきちんと調べてみたいと思いますのでよろしくお願い致します。

会長

はい、お願いします。

〇〇委員 身体障害者のグループホームの件ですが、徳島県では非常に遅れております。障害者支援施設、全国の身体障害者療護支援協議会なんですけれどもその中でも、今かなり積極的にグループホームを作っております。障害者支援施設に入所されている方々は御存知のように、非常に障害が重度の方々に区分4以上の方々がほとんどですね。そのなかでも地域移行を考えておられる区分4, 3, 2, 1という方は、120人の施設で4, 5人はおいでになります。その方々が地域移行でグループホームで生活できるかと言えばそうでもないし、逆に区分5ぐらいの方でも、本人が本当に望むのであれば、地域移行の中でグループホームで生活ができるというケアプランも立てることができます。今九州ブロックの方では各県でも本当に身体障害者療護支援施設が母体となってグループホームを2箇所とか3箇所建築中のところがたくさんあります。どういう程度の方が主に入居されているのかという調査をしたわけではないんですが、かなり積極的にこの地域移行支援をすすめている現状です。いろいろなホームヘルプとかデイサービスとかサービスを使いながら、家で生きがいのある生活をするというサービスという建前なんですけど、やはり施設入所と比べたら費用もたくさんかかりますし、本人は大変みたいなんですけど、やはり地域の中でみんなと一緒に、一人間として同じような生活ができるということは非常に喜んでいるということで、しっかり支援をしているというふうな状況があります。ただ私どもも今グループホームを考えているのですが、対象者としては3人ぐらいはいるんですが、やっぱりグループホームがいいのかな、それとも施設がいいのかな、やっぱり施設がいいなっていうような方々が非常に多いというのが現状です。

会 長 ありがとうございます。はい、どうぞ。

〇〇委員 グループホームは日中は必ず出かけなければならないというのが前提ですよ。朝晩しか職員がいないということで、日中作業所かデイサービスなどどこかに出かけるのが前提ですよ。

会 長 そういった縛りはないはずですよ。

〇〇委員 でも昼間は職員いないんですよ。

〇〇委員 グループホームは日中はホームヘルプを利用していただいて、職員はずっとはいないんです。

〇〇委員 ずっとはいないんですよ。基本的には朝夕にいるということなんで、この間も質問したらどこかには出かせなばければいけないということで、何歳になっても出かせなばければいけないのかという話で、家でずっといて誰かにみてもらうということはできないんですよ。

〇〇委員 前から議論になっているんですけども、徳島県は施設整備に力を入れているからでしょうか、在宅で暮らす障害者のための支援が少ない。香川県では在宅の方のための支援に力を入れている。だから在宅でいて移動支援が使えないかと言っているわけです。それは市町村長の裁量ですから、県が指導して使えるようにして欲しいということです。結局グループホームに入居しても24時間ホームヘルパーは使えませんから意味がない。在宅支援が徳島県は遅れている。施設ばかり作っても、国も地方も財源が無くなったらどうしますか。大変ですよ。

会 長 どなたかどうぞ。

〇〇委員 今言われているの香川県と京都のアクト式ですよ。アクトというのが立ち上がって医療・保健機関等いろいろなサポーターが在宅の方たちを回って見守ってくれているのです。2・3年前に京都のアクトというところをテレビで観たんですけれども。この間阿南保健所にもあったんですけども、そのときにもやっぱり医療が在宅に来ていただきたいということで、なかなかお医者さんが回ってこれない、できないということなんですけれども、やっぱりアクトのような形式はあったらいいなというのが私たち願いですよ。それはどの障害種別であっても同じだと思います。おじいちゃんもおばあちゃんも元気な人であっても、たまには来ていただけたら嬉しいなど、ちょっとした心遣いで生活していければいいなと思っているので、できることなら京都みたいなことを実施してほしいなという要望です。ありがとうございました。

会 長 はい、ありがとうございました。今の御意見・御要望等この会議は県の施策推進協議会ですから、施策の方で生かしていただくことと、施策だけではなく地域の方々への支援も必要だと思いますし、そういうことも含めて行政に活かしていただくということでよろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

事務局 ありがとうございます。今の御意見を確認、まとめていただいてありがとうございます。大きな流れとしましては、施設から地域へという流れがあるなかで、〇〇委員からは徳島県と香川県の違いという話もあったし、〇〇委員さんからもそういう意見がございました。あと京都の例もいただきました。我らとしては、他県の例も踏まえて在宅の支援というのが足りていないという御意見も頂きましたので、そういった点で他県の状況を踏まえながら、反映させていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

会 長 その他に御意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。21日の福祉新聞の第1面に東北大震災の日の11日の早朝、改革推進会議で障害者基本法が改正されたという案ですよ、ただしその日の午後地震があったので本当は11

日に推進本部で了承し、14日に推進会議、15日に閣議決定という運びだったんですが、震災によってそれが大幅に延期になったというふうな記事が21日の福祉新聞の第1面に出ています。いろいろな審査会にしろ、委員会のすべて先送りとなっておりますので、心配する面が多々あるんですけども、いろいろな御意見を頂きました。それぞれに所属されている団体なり、あるいはインターネットで見ればパブリックコメントを含めて、厚生労働省にも意見を出せるようになっておりますので、そういう機会も活かしながら、徳島県なりの障害者施策が進んでいくようにしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

それでは、障害者施策の動向ということでお話をさせていただきました。色々な御意見をぜひ県・国に反映させていただくようにぜひお願いします。本日の議事が終わりましたが、他に御意見等ございましたら御発言をお願いします。よろしいでしょうか。

はい、どうぞお願いします。

〇〇委員

今、在宅の話になっていきますけども、やはり20年、30年先を考えたら、施設もまた必要になってくると思うんです。やはり両面から考えていただくということが非常に大事じゃないかと思えます。それともう1点教育のことについてですが、私が診てる患者さんなどの話とか学校の先生と話しますときに学校においでる校長先生の姿勢によって非常に方向性が変わるということがございますので、これは国や県の制度も関わってくるかもしれませんけれども、やはり校長・教頭試験のときに特別支援教育のことを必須問題に入れていただくとかそういう勉強の機会をつくっていただければと思います。御検討よろしくお願いします。

会 長

はい、どうぞ。

事務局

貴重な御意見ありがとうございます。このことにつきましては教員を採用している課もしくは課長の方へこの会に出た意見としてお伝えしておきます。ありがとうございました。

会 長

ありがとうございました。他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは本日の障害者施策推進協議会の議題すべて終了することとします。それから、今回の協議会に関する議事録の公開内容は、私に一任させていただいてよろしいでしょうか。よろしくお願いします。それでは、これを持ちまして本日の会議を終了させていただきます。年度末のお忙しい中、お集まりいただきありがとうございました。最後に事務局の方から連絡事項等よろしくお願いします。

事務局

来年度の協議会につきましては、今後の国の動向等を踏まえながら開会時期を検討することにしております。日時等が決定しましたら文書にて御案内させていただきますので引き続きよろしくお願いします。

以上をもちまして平成22年度徳島県地方障害者施策推協議会を閉会します。  
本日は誠にありがとうございました。